

令和元年度第1回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：令和元年6月28日（金）午後7時から午後8時15分まで

場 所：こどもみらい館4階 第1研修室

出席委員：安保千秋，岡美智子，川北典子，土江田雅史，山本奈未（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【天川保育内容向上課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、令和元年度第1回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育内容向上課長の天川と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力お願いいたします。

御協力ありがとうございます。

また、傍聴の皆様には御案内申し上げます。会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為が認められた場合は、京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第5条に基づき、退場を命じることがありますので、あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいたしますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、5名の委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、幼保企画課長長谷川から御挨拶申し上げます。

【長谷川幼保企画課長】

皆さん、こんばんは。本日は、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から子育て支援施策の推進に御理解と御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、市営保育所の民間移管につきましては、これまでに9箇所の保育所を民間移管しており、昨年度においては、崇仁保育所の移管先法人を選定したところでございます。

今年度につきましては、平成28年度に移管先法人等を募集したものの、応募がなかったことから、再公募に向けて検討しておりました聚楽保育所の移管先選定手続きを進めてまいります。

当部会の委員の皆様には、御専門のお立場から、また利用者のお立場から、募集要項の策定及び移管先の選定に係る審査につきまして、十分に御審議いただけるものと

考えております。

市営保育所の民間移管に当たり、私どもといたしましては、入所されているお子さまへの影響や保護者の皆様の御意見などを十分配慮し、よりよい形で移管を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、慎重かつ熱心な御審議をお願いいたしまして、令和元年度第1回京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会の開催に当たりますの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【天川保育内容向上課長】

次に、今年度、初回の会議でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。安保部会長からお願いいたします。

〔委員自己紹介〕

ありがとうございました。

次に、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

〔事務局自己紹介〕

続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『市営保育所の民間移管の状況について』、2点目が『聚楽保育所の民間移管に関する意向調査結果の概要』、3点目が『審議スケジュール等について』、4点目が『令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）』となります。不足等はございませんでしょうか。

委員の皆様におかれましては、活発に御審議いただくとともに、専門分野外の事項についても積極的に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきますので、議事の運営にどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

まず、「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」によりますと、第3条第4項に「部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。」とありますので、私に万一、事故があった場合に職務を代わって行っていたく委員をあらかじめ決めておくということが必要です。それについては土江田委員をお願いしたいと思います。土江田委員、よろしいでしょうか。

〔土江田委員承諾〕

ありがとうございます。それでは部会長の職務代理者は土江田委員ということで、よろしくお願いします。

それでは次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず、報告事項でございます。市営保育所の民間移管の状況について、事務局から報告をお願いいたします。

【村上公営保育所業務推進課長】

それでは、私の方から資料1の市営保育所の民間移管の状況について、その後引き続き、資料2、資料3について、説明させていただきます。

それでは市営保育所の民間移管の状況について御報告いたします。資料1を御覧ください。

平成26年度から現在までに民間移管した保育所及び来年度に移管する崇仁保育所の状況について、まとめております。

まず、平成26年度に移管した旧室町乳児保育所及び旧朱雀乳児保育所につきましては、移管前に入所している児童が卒所するまでの期間である当分の間が終了し、平成27年度末で三者協議会を終了しております。

次に、平成27年度に移管した2箇所の保育所でございます。旧九条保育所につきましては、平成29年度末の三者協議会におきまして、平成30年度以降は保護者から要望があった場合に三者協議会を開催することとし、以降、開催の要望がなかったため現在開催しておりません。旧吉祥院保育所につきましては、当分の間は終了していないものの、保護者、移管先法人及び京都市の三者の合議のもと、平成29年度末で三者協議会を終了いたしました。

平成29年度及び平成30年度に移管した旧錦林保育所、旧砂川保育所及び旧山ノ本保育所につきましては、三者協議会を継続しており、定期的に開催しております。

今年度移管した旧修学院保育所及び旧淀保育所につきましては、元副所長及び元クラス担任5名が移管後の保育所に残り、移管先法人の職員とともに引継ぎ・共同保育を実施し、移管後の保育のフォローをしております。

最後に来年度に移管を予定しております崇仁保育所につきましては、本年6月から0歳児担任予定者及び調理員予定者への引継ぎ・共同保育を開始するとともに、三者協議会を開始しております。

移管の状況についての御報告は以上でございます。

続きまして、資料2 聚楽保育所の民間移管に関する意向調査を御覧ください。

聚楽保育所の民間移管につきましては、平成28年度に移管先法人等を募集いたしました。が、施設の老朽化及び、今後の大規模改修又は建替え時に別法人が運営する児童館との合築であることが障壁となることが応募のなかった大きな理由の一つであることから、本市で検討を行いました結果、聚楽保育所との合築であるじゅらく児童館について、保育所と併せて運営すること、民間移管後、移管先法人から園舎の建替え又は修繕に関し、保育所部分については、「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」、児童館部分につきましては、「京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則」に基づく補助を希望する申出があった場合、市会の議決を得たうえで、

移管翌々年度以降かつ申出日の属する年度の翌年以降に、予算の範囲内において補助金を交付することの2つの条件を新たに加えることとしました。

以上の2つの条件と加えたうえで、移管を受けることを検討できるかどうか確認するため、申請資格を有する民間保育園、認定こども園及び私立幼稚園に、平成31年3月18日から4月5日までの期間において、意向調査を実施いたしました。

裏面を御覧ください。意向調査の結果を記載しております。

全部で4箇所から回答をいただき、「現時点で応募を予定している」が1箇所、「移管を受けることを検討したい」が3箇所ございました。

移管に関して知りたい点として、現保育士が何人残るのかについて、質問がありました。回答については記載のとおりでございます。

平成29年度に実施いたしました意向調査におきましては、当初1法人から回答ありましたが、最終的に再公募には至りませんでした。

今回は、意向調査への回答が一定数あったことを受け、本部会で募集要項（案）を審議していただき、再公募の手続きを進めたいと考えております。

続きまして、資料3審議スケジュール等について御覧ください。今年度のスケジュールについてでございますが、左の列が本部会の審議スケジュール、右の列が本市の主なスケジュールとなっております。

まず、左側の本部会のスケジュールでございます。

本日の第1回選定部会をはじめ、計4回の選定部会において、募集要項（案）に係る審議をお願いいたします。

また、応募があった場合、11月以降に書面審査、実地審査及びプレゼン審査・ヒアリング審査を実施いたします。

次に、主なスケジュールでございます。

7月2日に聚楽保育所の保護者に募集要項（案）を配布するとともに、アンケートを配布いたします。アンケートにつきましては、保護者の皆様の意見を広く聴くために実施するものでございます。保護者説明会での意見やアンケートの意見につきましては、第2回選定部会において御紹介いたします。

7月6日にじゅらく児童館の保護者説明会、7月8日に聚楽保育所の保護者説明会を開催し、募集要項（案）について説明する予定でございます。

その後、7月26日に第2回選定部会を開催し、聚楽保育所の保護者の方3名程度に御出席いただき、募集要項（案）に関する意見交換を30分から最大40分間行いたいと考えております。

9月上旬には、事業者の募集を開始し、10月下旬にかけて募集期間とすることとしております。12月上旬から中旬にかけて、移管先候補者が選定された場合、令和2年2月市会におきまして、京都市保育所条例及び京都市児童館及び学童保育所条例の改正を提案いたします。

説明は以上でございます。

【安保部会長】

御報告ありがとうございます。資料1，2，3と説明をしていただきました。この

件について、御質問があれば伺いたいと思いますが、まず、資料1に関して、御質問等はございますでしょうか。これまでの民間移管の状況についての報告でございます。

【安保部会長】

三者協議会が終了されたところについては、それ以降の状況について京都市は全く関与していないということでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

平成26年度に移管した2つの乳児保育所につきましては、当分の間が過ぎていることもございますので、本市の職員が保育の内容を確認に行くことはしておりませんが、平成27年度に移管しております旧九条保育所・旧吉祥院保育所につきましては、行事等の状況や保育の内容については、当室の保育士資格を持つ課長が確認しているところでございます。

【岡委員】

三者協議会は大変重要な会議として位置づけられていたものだと思います。「当分の間」が終了という記載と「当分の間」は終了していないという記載がありますが、「当分の間」について、期間の定めがあったのでしょうか。

「当分の間」が終了していないものの、合意のうえで終了し、「その後、要望があった場合に開催する」といった記載もない保育園について、この場合はどのような形で終了したのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

「当分の間」につきましては、移管前年度に入所している児童が卒園するまでの期間を「当分の間」として表現しており、乳児保育所につきましては、2歳児までしかおりませんので、「当分の間」は非常に短い期間となっております。通常の6年保育になれば、「当分の間」は5～6年間になりますので、旧九条保育所・旧吉祥院保育所につきましては、今年度が最終の年度ということになります。しかしながら、先ほど説明させていただきましたとおり、すでに三者協議会が開かれていない状況でございます。

旧吉祥院保育所につきましては、保護者と保育所が二者で話合えば、京都市に入ってもらえる必要はないと保護者の方が判断され、開催の必要がないという状況です。

旧九条保育所につきましては、少し不安なところもあるので、機関としては残しておき、一旦終了しようという状況になっておりました。以上でございます。

【川北委員】

逆に、いま継続的に三者協議会が開かれている保育所について、主にどのような問題が話し合われているのでしょうか。いくつかでよいので例を教えてください。

【村上公営保育所業務推進課長】

移管直後につきましては、市職員が引継ぎに残っており、順次職員を引き上げますので、保育の引継ぎ状況を話しながら、職員の引上げ時期等につきましても保護者の方と話し合う機会であり、非常に大きな議題となっております。今後、旧修学院保育所・旧淀保育所において、具体的に話し合うことになると思います。

すでに数多く開催しております旧錦林保育所・旧砂川保育所・旧山ノ本保育所につきましては、保育園側からは、前回の三者協議会からの期間における園の状況を報告していただき、それに対して保護者の方から色々な御意見をいただくという形になっております。

やはり、協議事項としては行事関係が多いですが、保育園側も環境改善など色々な提案をされております。市営保育所の場合、環境改善に取り組むに当たり、費用が課題でありましたが、民間園の場合、保育園の中の裁量でできますので、そういった提案をされることもございます。

【川北委員】

平成30年度に移管した旧山ノ本保育所について、ちょうど市職員がいなくなったところだと思いますが、今はどのような状況でしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

旧山ノ本保育所につきましては、5月28日に今年度第1回目の三者協議会を行いました。市営保育所でもこれまでに移管した保育所でも同様ですが、4月は落ち着かない状況がございました。5月28日時点では、子どもたちもたいぶ落ち着いてきているという状況であり、特段大きな問題は伺っておりませんでした。

保育園の方から、今年度のテーマが海の神様ということで、梅小路公園に行く予定であるが、どうせ行くなら水族館に入りたいので、入園料の負担を保護者をお願いされました。保護者の方からは、子どもたち同士で楽しめるのであれば良い経験になるので、どうぞという返事がありました。そういった話合いがされており、現在は落ち着いた状況でございます。

【安保部会長】

資料1に続いて説明していただいた資料2の意向調査について、何か御質問はありますか。

【土江田委員】

今年度の場合、児童館があることが今までと異なっている点だと思いますが、保育園と児童館の受託を今まで経験されている社会福祉法人はあるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

保育園と児童館の両方の事業を受託している法人ということでしょうか。

【土江田委員】

保育園については御自身で運営されていると思いますが、保育園を運営しつつ、児童館について、指定管理かどうかにかかわらず、運営している法人はあるのでしょうか。

【長谷川幼保企画課長】

山科区に、現在は陵ヶ岡こども園という認定こども園に移行しておりますが、かつて陵ヶ岡保育園を運営しつつ、山科児童館についても指定管理により運営していた例がございました。

この例におきましては、建替えに当たり、陵ヶ岡保育園の園舎が陵ヶ岡小学校に非常に近い立地であったことから、児童館を保育園の敷地に移転させ、保育園と一体的に建替えを実施のうえ、元々児童館が所在していた敷地には陵ヶ岡保育園の分園を建設するという提案が保育園側からあったため、建替え前は指定管理で運営していただいていたのですが、建替え後は民設の児童館として運営していただいております。

【土江田委員】

発展的に一体化されたということですね。そういう良い事例があるのですね。

意向調査において、移管に関して知りたい点と記載されていますので、児童館に関する質問の記載は特にありませんが、児童館について特別な質問はなかったのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

今回の調査について、児童館と一緒に運営することを前提としておりましたので、児童館部分についても御意見等があれば、記載があったと思いますが、今回の意向調査においては、児童館に関する記載はございませんでした。

【土江田委員】

ありがとうございます。

【安保部会長】

資料2についてはほかに御質問ございませんでしょうか。

そうしましたら、資料3の審議会のスケジュールについて、何か御質問ございますか。

【安保部会長】

今年度も保護者の方との意見交換の前に保護者説明会を開催していただくというのですが、説明会の内容については、本部会に御報告いただけたと思います。それ以外にアンケートも取られるということによろしいですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

はい、アンケートも取ります。保護者説明会には、どうしても全員が参加できないという状況もございますので、そういったことも踏まえて、広く保護者の方の意見をお聴きし、本部会の方で御紹介したいと考えております。

【安保部会長】

広く意見を聴くための手続きをしていただけるということですね。

ほかに御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、報告については以上で終わります。次に審議事項に移ります。

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）について、まずは事務局から報告をお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

引き続き私の方から資料4について、御説明をさせていただきます。

今回の聚楽保育所の民間移管につきましては、じゅらく児童館の事業委託を伴うことから、「京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）」と題しまして、「1 共通編」、「2 保育所編」、「3 児童館編」の3部構成で募集要項（案）を作成しております。

まず、募集要項（案）の「1 共通編」を御覧ください。

1 ページ目の「1 施設の概要」におきまして、聚楽保育所及びじゅらく児童館の状況を記載しております。

引き続き4 ページを御覧ください。

「2 申請資格」につきましては、従来の市営保育所移管先法人等の募集における申請資格と同様の資格としており、「(1) 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること。」としております。

5 ページを御覧ください。

「4 質疑及び申請方法」において、質疑の方法や申請方法等について記載しております。

7 ページの下段を御覧ください。

「(8) 留意事項」でございます。

従来の市営保育所移管先法人等の募集におきましては、申請者に対し、本部会委員との接触を禁じる事項のみを記載していましたが、候補者の選定までは申請者名等を公表しないことで、審査の公平性を確保していることから、本市以外の者からの問合せ等への対応を控えていただくよう追記しております。

次に、8 ページを御覧ください。

「5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項」でございます。「(2) 財産の引継ぎ」における「ア 土地」を御覧ください。

じゅらく児童館につきましては、本館と分室で所在地が異なっております。本館につきましては、聚楽保育所と同敷地に所在しており、有償での貸付を行いますが、分室につきましては、京都市立朱雀第六小学校敷地内に所在しており、教育委員会が所管する土地を子ども若者はぐくみ局において使用承認を受けたうえで貸し付けるこ

とから、無償での貸付とします。

続いて、「イ 建物」でございます。

有償での譲渡とし、譲渡額の3/4について、本市からの補助を予定しております。また、譲渡後、事業者から園舎の建替え又は修繕に関し、補助を希望する申出があった場合、予算の範囲内において補助金を交付します。なお、じゅらく児童館分室につきましては、無償での貸付といたします。

次に、9ページを御覧ください。

「6 候補者の選定等」でございます。

候補者の選定に当たっては、募集要項（案）の「2 保育所編」及び「3 児童館編」に基づき、保育所に係る審査及び児童館に係る審査を実施します。保育所に係る審査においては、従来どおり150点満点で審査を行います。児童館に係る審査においては、書面審査のみを実施のうえ100点満点で審査を行います。保育所に係る審査及び児童館に係る審査の合計250点満点で総合的に最も高い評価を受けた申請者を候補者として選定します。

続きまして、募集要項（案）の「2 保育所編」の1ページを御覧ください。

「2 候補者の選定等」として、保育所に係る審査について記載しております。

保育所に係る審査におきましては、従来どおりの方法で書面審査、実地審査、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施します。

6ページの「保育所に係る書面審査の項目及び基準」に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数1～2を乗じて、各審査項目の得点を算出します。審査項目の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算します。

実地審査につきまして、8ページの実地審査項目に基づき審査していただき、評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算します。

実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、書面審査の評価点を補正し、合計の得点150点満点をもって、保育所に係る審査の総得点とします。

2ページを御覧ください。

「3 聚楽保育所の民間移管に係る基本的事項」「(1) 業務の引継ぎ・共同保育」でございます。

移管前の令和2年度につきましては、施設長予定者、主任保育士予定者、担任予定者及び調理員予定者に、記載のと通りの期間及び日数について、聚楽保育所に来ていただき、引継ぎ・共同保育を実施します。移管後の令和3年度は、移管前の市営保育所の副所長と担任が移管後の保育園に残り、必要な日数、引継ぎ・共同保育をすることとしています。

3ページを御覧ください。

「(2) 三者協議会」でございます。児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた

移管となるよう、令和2年4月から、利用児童の保護者、京都市及び移管先法人等による三者協議会を開催します。

次に、「4 移管後の運営に係る基本事項」でございます。

移管後の運営については、10ページの別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定を締結したうえで基本事項を遵守していただきます。

また、移管後に基本事項の違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があるとしております。

「基本事項」の内容について、御説明いたします。別紙4を御覧ください。

本文中の「現在」とは、移管前年度を指しております。

「1 保育所運営」についてですが、「定員・運営」について、「保育所又は認定こども園として運営すること」とし、就学前までの6年間を見通した保育を実施すること、12ページの聚楽保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこととしております。

その他、開所時間、休園日、乳児保育、費用負担等、現在の市営保育所の実施内容を維持することを求めています。なお、やむを得ず市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合には、三者協議会において協議したうえで実施することとしております。

「2 職員について」ですが、職員数は、本市の基準に基づく保育士等を確保すること、障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置することとしております。

施設長については、専任とし、社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上）、認可保育所での保育経験12年以上、社会福祉事業の経験10年以上（うち認可保育所施設長3年以上）のいずれかを満たすこととしております。

保育士については、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験のある者）としております。そのほか、乳児保育経験のある保育士を2人以上、保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上を確保することとしております。

引継ぎ・共同保育については、先ほど御説明したとおりでございます。

次ページを御覧ください。

職員の育成として、当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めること、その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこととしております。

続いて、「3 その他」でございますが、第三者評価の受審や三者協議会の設置等について記載しております。

「Ⅱ 保育内容等」についてでございますが、保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止めて、主体としての心を育てることを大切にする保育）を尊重し、保育運営を行うこととしております。

「障害児保育」につきましては、京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、障害児（疑いのある子を含む）を積極的に受け入れるよう努めること、現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を保障することとしております。

「配慮の必要な子どもの受入れ」につきましては、アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めることとしております。

行事については、当分の間は、移管前年度の行事（数、種目、内容等）を維持すること、宗教的な保育については、当分の間は、宗教的な行為や行事は行わないこととしております。

「給食・調理」につきましては、児童福祉施設における食事摂取基準を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと、当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること、食材の安全性に配慮し、食材の産地表示を行うこと等としております。

「食育」につきましては、「菜園活動や食事に関わる行事など食に関する体験を通じ、食事や食物への関心が深まる取組を行うこと」としております。

最後に、「子育て支援事業」については、園庭開放等の地域子育て支援事業を実施することとしております。

別添として、現在の市営保育所での取組内容等が分かるよう「児童受入実績」、「保護者に求める費用負担の内訳」、「市営保育所で実施している検診等」、「三者協議会について」、「年間行事予定」の資料をつけております。

「移管後の運営に係る基本事項」については以上でございます。

続きまして、「3 児童館編」を御覧ください。

前提としまして、じゅらく児童館については、現在、指定管理者に運営していることから、受託者については、指定管理者選定に準じて選定していただきたいと考えております。

このため、「3 児童館編」については、本部会では審議の対象外といたします。

また、第2回選定部会において実施を予定しております保護者との意見交換について、「3 児童館編」については、対象としませんので御了承ください。

では、内容について御説明させていただきます。

「3 児童館編」は、5月13日に開催しました「京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会」において作成した「令和元年度京都市児童館指定管理募集要項」をベースに作成しております。本部会では、ポイントのみを御説明させていただきます。

まず1ページを御覧ください。

「2 候補者の選定等」の「(2) 業務の引継ぎ等」を御覧ください。

事業者は、受託開始日から円滑に業務が実施できるよう、受託開始日までに業務の引継ぎ及び必要な準備行為を行う旨を記載しております。

2 ページ「5 業務の概要及び運営に係る基本事項」を御覧ください。

「(1) 業務の概要」では、学童クラブ事業を含め、児童館条例に規定する事業内容を実施することを記載しております。

4 ページ「(5) 保護者負担金」では、現在のじゅらく児童館と同様に、学童クラブ事業にあつては、児童館条例の規定の範囲内で利用料金を徴収すること、それ以外の教材費等については、実費を徴収することを記載しております。

「3 児童館編」につきましては以上でございます。

最後に、申請書類につきまして、募集要項（案）が「1 共通編」、「2 保育所編」、「3 児童館編」に分かれていることから、それぞれの申請書類を提出していただくこととなっております。

なお、本日は添付しておりませんが、募集要項には「市営保育所 保育のガイドライン」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を添付する予定です。また、保護者の方から「保護者のページ」の提出があれば、合わせて添付する予定となっております。

募集要項（案）に係る説明は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございました。

ただ今の説明について、御質問や御意見を伺いたいと思いますが、「共通編」と「保育所編」についてまずお伺いし、「児童館編」はその後に伺いたいと思いますので、その順番でお願いします。最後にまとめて質問があれば、質問していただくという形で進めたいと思います。

まず、「共通編」と「保育所編」のところで、御質問・御意見ございますでしょうか。

【安保部会長】

私の方から確認ですが、「共通編」のところで、申請資格に関しては、先ほど説明していただきましたが、認可保育所、認定こども園、認可幼稚園を運営している者であることということですが、児童館については、過去に経験がなくてもよいということでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

はい、これにつきましては、先ほど説明させていただいた指定管理制度において、児童館を運営していることは申請資格になっておりません。

【安保部会長】

児童館の指定管理においても、資格になっていないということですね。

【小谷放課後児童育成担当課長】

なっておりません。

【安保部会長】

本件に関しては、保育所の運営経験のみが資格になっているということですね。分かりました。ほかに質問ございませんでしょうか。

【土江田委員】

配点について、保育所に係る書面審査が100点、実地審査が50点、合計150点、児童館に係る審査が書面審査のみで100点ということですが、保育所と児童館の書面審査の配点を一緒にされた理由はありますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

最終的には合計して評価する形になっておりますが、保育所部分については、最低点7割で設定しております。また、児童館部分についても、指定管理において7割が最低基準となっておりますので、各々7割を超えていただかなければ、選定できないという形になっております。そのうえで、総合点の高い申請者を候補者として選定したいということでございます。

現在のところ、現行の制度をそのまま用いて、250点満点としておりますが、委員の御発言の趣旨である150点对100点というバランスで良いのかについて、我々としては、各々を足しあげた形で考えております。この点については、皆さんの御意見をお伺いしたいと思っております。

【安保部会長】

3ページの見取図において、園庭に子育て支援室があり、過去に視察で伺った際、その役割等について説明していただきましたが、今も利用方法や役割に変わりはありませんか。

【天川保育内容向上課長】

はい、変わりありません。園庭開放に来られた未就園児の親子が活用する部屋となっております。乳幼児を対象としたおもちゃなどの環境を整え、ほっこりできる空間にしています。また、親同士のコミュニケーションの場としても活用しています。

【安保部会長】

応募する団体にとって、子育て支援室という名称を見れば、どのような運用がされているかが分かるということでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

知っている法人もあれば、知らない法人もあると思いますので、どのような取組を行っているかについて、もう少し詳しく記載させていただき、理解していただいたうえで応募してもらえようと思います。

【安保部会長】

説明を加えていただくということで、よろしくお願いします。

そのほか、いかがですか。

川北委員、10月から幼児教育の無償化が始まりますが、費用面で影響はないのでしょうか。

【川北委員】

気になっているところがあります。副食費については、どのような取扱いになりますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

副食費につきましては、10月から実費負担という形になります。本市においても、運用方法を検討しているところですが、国からは月額4,500円という単価が目安として示されております。仮に4,500円で設定した場合におきましても、現在、主食費として月額1,100円を徴収しておりますが、副食費についても、同様に徴収しますので、移管前と同等の額で移管を受けていただくことになります。

【川北委員】

聚楽保育所は、いつ第三者評価を受けておられますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

平成25年度に受審しております。

【川北委員】

すでに5年以上が経過しているということですね。来年度に受審される考えはあるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

市営保育所においては、毎年2箇所ずつ受審をしてきております。今年度は、受審予定の保育所が決まっており、聚楽保育所は対象ではありませんが、来年度に受審する保育所につきましては、現在検討しているところです。

【川北委員】

移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表することが条件になっていますので、可能であれば、来年度に受審されるべきだと思います。

【村上公営保育所業務推進課長】

来年度の受審について、検討させていただきます。

【安保部会長】

山本委員はいかがですか。

【山本委員】

聚楽保育所では、一時預かり事業は実施されていますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

市営保育所では、いくつか実施している箇所がありますが、聚楽保育所では実施しておりません。

【山本委員】

移管後、事業を実施することは可能ですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

一時預かり事業につきましては、全市的なバランスを見ながら公営・民営問わず実施しております。地域的に必要性がある状況において、移管先において実施していただけるということであれば、実施していただくことは可能です。

南区にある山ノ本保育園につきましては、市営保育所時代には、一時預かり事業を実施しておりませんでした。移管後、実施していただけるという提案があり、現在実施していただいておりますので、そのような状況になれば、実施は可能です。

【岡委員】

児童館について、分室があるので、2箇所運営しているということですか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

そうでございます。本館と分室の2箇所を運営していただいております。

【岡委員】

新しく保育所を運営する法人は、2箇所の児童館を運営するということですか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

そうでございます。

【岡委員】

先ほどの説明では、児童館は別で審査するということで、十分に理解できませんでしたが、児童館は学童クラブも運営されております。地域にとって学童クラブは非常に重要なものですので、決して付け足しで考えてはいけないと思います。指定管理制度で児童館を運営しているのですか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

そうです。児童館の多くは指定管理で運営していただいております。じゅらく児童

館につきましても、現在、指定管理者に運営していただいているところです。

【岡委員】

指定管理者が京都市ということですか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

運営法人が指定管理者です。

【岡委員】

もう少し詳しく説明していただけますか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

指定管理と事業委託の違いの説明になりますが、民間事業者が本市に代わって運営していただくという構図は全く同じでございます。具体的な違いでございますが、行っていていただく事業を京都市の施設で実施していただく場合は指定管理の制度になり、事業者の施設において実施していただく場合は事業委託という形になります。先ほども申し上げましたとおり、京都市の事業を民間事業者に実施していただくという点においては、全く変わりはありません。

【岡委員】

申請資格が保育所の運営実績のある者に限られています。保育所と学童保育を両方とも実施している運営主体が非常に少ないことが要因かもしれませんが、このままでは、保育所の運営実績しかない事業者が2つの児童館を運営することもあり得ます。その逆に、児童館の運営実績はあるが、保育所の運営実績はないという事業者が応募してくることはありません。保育所と児童館では、比重が違うということでしょうか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

児童館の運営実績がないことによって、応募できないということではございません。児童館を運営している事業者であれば、評価点において、評価させていただくことができます。

【川北委員】

審査において、児童館を運営していれば、加点がありますか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

評価項目として設けております。

【川北委員】

保育内容が今一つの評価であった場合でも、児童館を運営していれば、児童館に係

る審査において高評価になり、結果的に総得点が高くなります。保育所部分150点と児童館部分100点を合計して250点という配点が心配な点ではありますが、いかがでしょうか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

先ほども御意見がありました配点のバランスについての御指摘かと思しますので、委員の御意見を踏まえて検討させていただくことも可能かと思います。

【安保部会長】

川北委員の御意見としては、児童館の方ではなく、保育所の方の配点を高くした方が良いという趣旨でしょうか。

【川北委員】

先ほど岡委員も言われたように、児童館も保育所も大事なので、児童館の方だけ運営実績があれば優遇されるような形で、単純に得点を合計してよいものかどうかというところです。良い代案があるわけではないのですが、いかがでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

事務局においても、委員の御意見を持ち帰って改めて検討したいと思います。また、次回以降の課題として、皆さんの御意見を伺いたいと思しますので、よろしくお願いします。

【安保部会長】

そうしましたら、児童館編についても併せて御意見・御質問を伺いたいと思います。

【土江田委員】

市営保育所の移管においては、保育所の保育をそのまま引き継いで民間保育園が運営するものと理解しています。一方、児童館の指定管理においては、いくつかの事業者がプレゼンを行い、同じ施設において、同じ予算あるいは少ない予算で、より良い運営を提案することによって、指定管理を受託するものとイメージしております。

異質のものを1つの評価として選定することに対し、漠然とした不安があります。今後、この不安がどのように解消されるかは分かりませんが、異質なものとして感じています。

【安保部会長】

児童館に関しては、こちらも審査をしたことがありませんので、各々疑問思うこともあるかと思います。児童館については、指定管理の審査に則って実施するということですが、指定管理には実地審査もなく、保護者との意見交換も行わないという形ですので、今回も同様に進めていくということですね。児童館の指定管理については、本来ほかの委員会で実施していくものだと思いますが、本件について、当該委員会の

御意見はいかがでしょうか。指定管理の基準に則って審査することに対して、何か意見はあるのでしょうか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

御意見をいただきましたので、児童館については、指定管理者の選定委員会に御意見を聴かせていただきたいと思います。

【安保部会長】

配点について、場合によっては配点そのものはこのままで進め、保育所の実地審査後、考慮すべき点がある場合には、本来であれば点数で評価しますが、きちんと理由を示したうえで、たとえば若干の点差については、選定の際に考慮しないことができるといったことも考えられますが、そういったことをすると、公平性が保てないとも思います。

指定管理の場合は、指定管理者が変更となるケースがあると思いますが、業務の引継ぎについて、指定管理者変更の際の方法で問題はなかったのでしょうか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

数多くあるわけではありませんが、これまでに指定管理者が変更した例はございました。通常、年度当初から事業を円滑に運営させるため、前年度のうちに新旧の指定管理者が引継ぎを行っており、その方法で上手く運営できております。

今回新しく運営する事業者は指定管理者ではございませんが、本市の事業を受託していただく民間事業者という意味では同じでございますので、引継ぎの方法も踏襲させていただきたいと考えております。

【土江田委員】

児童館については、指定管理の期間は何年間でしょうか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

5年間です。

【安保部会長】

ほかにいかがでしょうか。

それでは、今日の議論を踏まえて、京都市の方で検討していただくとともに、本部会においても、児童館部分について、委員それぞれが検討していただく必要があるかと思っています。また、児童館の指定管理の委員会の御意見を聴いていただいたうえで検討したいとも思います。保育所部分に関しては、これまでの選定部会において、基本事項や募集要項についても審議してきたところでございますが、さらに御意見があるかどうか御検討いただきたいと思います。

そうしましたら、京都市において今日の議論を踏まえて修正していただき、次回に再度審議を行っていききたいと思います。

次回の部会では、今回の募集要項（案）に基づいて保護者説明会やアンケートを実施していただいたうえで、保護者会との意見交換を実施していきたいと思います。

ほかに全体通して何か意見はございますか。

この部会に関しては、できるだけ時間厳守で審議を進めたいと思いますので、御意見等がある場合は事前にまとめてきていただいたうえで、審議していきたいと思いますので、御協力をお願いします。

そうしましたら、本日の部会はこれをもちまして終了したいと思います。

事務局の方に進行をお返しします。

【天川保育内容向上課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、令和元年度第1回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。